

第2回嬉野市議会定例会議案

令和元年6月5日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
5	令和元年6月5日	平成30年度嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について	別冊
6	〃	平成30年度嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	〃
7	〃	平成30年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	〃
8	〃	議決事件に該当しない契約の報告について	〃

議案番号	提出年月日	議案名	頁
42	令和元年6月5日	専決処分(第3号)の承認を求めることについて(嬉野市税条例等の一部を改正する条例について)	1
43	〃	専決処分(第4号)の承認を求めることについて(嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)	18
44	〃	嬉野市森林環境譲与税基金条例について	21
45	〃	嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例について	23
46	〃	嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	25
47	〃	嬉野市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例について	27
48	〃	佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について	29
49	〃	杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更について	31
50	〃	佐賀西部広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理をする事務の変更等及び同企業団規約の変更について	33
51	〃	令和元年度嬉野市一般会計補正予算(第2号)	別冊
52	〃	令和元年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算(第1号)	〃
53	〃	令和元年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算(第1号)	〃

議案第42号

専決処分（第3号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年6月5日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴い、条例の一部を改正し、平成31年4月1日から施行する必要があった。

専決処分第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

嬉野市長 村上 大祐

嬉野市条例第14号

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

(嬉野市税条例の一部改正)

第1条 嬉野市税条例(平成18年嬉野市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「第1号に掲げる寄附金」を「法第314条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項(同条第9項)」を「附則第5条の4の2第5項(同条第7項)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第1項中「、3分の1」を「2分の1」に改め、同条第2項及び第3項中「割合は、」を「割合は」に改め、同条第4項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に「割合は、」を「割合は」に改め、同条第5項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に「割合は、」を「割合は」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第9項

中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に「割合は、」を「割合は」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に「割合は、」を「割合は」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に「割合は、」を「割合は」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に「割合は、」を「割合は」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に「割合は、」を「割合は」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に「割合は、」を「割合は」に改め、同条第20項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に「割合は、」を「割合は」に改め、同条第21項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に「割合は、」を「割合は」に改め、同条第22項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に「割合は、」を「割合は」に改め、同条第23項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改め、同条第24項中「割合は、」を「割合は」に改める。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第1.6項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第10条の3の次に次の1条を加える。

(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、3月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び平成32年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」

に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第22条第3項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第4項中「仮換地等(」を「特定仮換地等(」に、「仮換地等)」を「特定仮換地等)」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特

定仮換地等に」に改める。

第2条 嬉野市税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において

準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があった時は、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「以下この条」を「次項から第4項まで」に改め、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円

第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽

自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 嬉野市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

（嬉野市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 嬉野市税条例等の一部を改正する条例（平成29年嬉野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、嬉野市税条例附則第15条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改

める。

第5条 嬉野市税条例等の一部を改正する条例（平成30年嬉野市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、嬉野市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると思われる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は

届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項」を「8項」に改める。

附則第2条第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中嬉野市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日

(2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定 平成31年10月1日

(3) 第2条中嬉野市税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日

(4) 第3条中嬉野市税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日

(5) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定 平成33年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の嬉野市税条例

(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。)
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。)
	送付	送付又は嬉野市税条例等の一部を改正する条例(平成31年嬉野市条例第15号)附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の嬉野市税条例附則第9条第3項の規定による

		同条第1項に規定する 申告特例通知書の送付
--	--	--------------------------

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の嬉野市税条例（次項及び第3項において「32年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 32年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき嬉野市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する32年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 32年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する32年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の嬉野市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の嬉野市税条例（以下「31年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の嬉野市税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第43号

専決処分（第4号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年6月5日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方税法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正し、平成31年4月1日から施行する必要があった。

専決処分第4号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

嬉野市長 村上 大祐

嬉野市条例第15号

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険税条例(平成18年条例第161号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第23条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「275,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2. 改正後の嬉野市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第44号

嬉野市森林環境譲与税基金条例について

嬉野市森林環境譲与税基金条例を別紙のように制定する。

令和元年6月5日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 森林整備及びその促進に要する経費の財源として基金を設置するため、条例を制定する必要がある。

嬉野市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、嬉野市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限って、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 45 号

嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員定数条例（平成18年嬉野市条例第26号）の一部を別紙のように改正する。

令和元年6月5日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 派遣職員や育児休業職員等を職員定数に含まないようにするため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例

嬉野市職員定数条例(平成18年嬉野市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条中「前条各号」を「第2条各号」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(定数外職員)

第3条 次に掲げる職員は、前条に規定する定数に含まないものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項(同法第292条において準用する場合を含む。)の規定により派遣されている職員
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項の規定により休職にされている職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員
- (4) 嬉野市公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成27年嬉野市条例第33号)第2条第1項の規定により派遣されている職員

2 前項各号に掲げる職員がその職務に復帰した場合におけるその復帰した職員は、その復帰した日の属する年度の末日までの間は、前条に規定する定数に含まないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例について

嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18
年嬉野市条例第39号）の一部を別紙のように改正する。

令和元年6月5日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179
号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例

嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年嬉野市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中「10,600円」を「10,800円」に、「12,600円」を「12,800円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額」に、「11,100円」を「11,300円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「10,700円」を「10,900円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額」に、「9,500円」を「9,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票については、なお従前の例による。

議案第47号

嬉野市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例について

嬉野市水道事業の設置等に関する条例（平成18年嬉野市条例第144号）等を別紙のとおり廃止する。

令和元年6月5日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 令和2年4月1日より水道事業は佐賀西部広域水道企業団に統合するため、関係条例を廃止する必要がある。

嬉野市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 嬉野市水道事業の設置等に関する条例（平成18年嬉野市条例第144号）
- (2) 嬉野市水道事業給水条例（平成18年嬉野市条例第147号）
- (3) 嬉野市水道審議会条例（平成18年嬉野市条例第166号）
- (4) 嬉野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年嬉野市条例第10号）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(嬉野市水道事業の設置等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により作成する令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間の水道事業の業務の状況を説明する書類に関しては、この条例による廃止前の嬉野市水道事業の設置等に関する条例第8条（予算の概要及び事業の経営方針に係る部分を除く。）の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議案第48号

佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和2年3月31日をもって西佐賀水道企業団を佐賀県市町総合事務組合から脱退させ、これに伴い、佐賀県市町総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月5日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、同組合規約を変更する必要がある。

佐賀県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

佐賀県市町総合事務組合同規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第1並びに別表第2第3条第1号に関する事務の項及び別表第2第3条第7号に関する事務の項中「太良町 西佐賀水道企業団」を「太良町」に改める。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

議案第49号

杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、杵藤地区広域市町村圏組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月5日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 杵藤地区広域市町村圏組合事務所が移転することに伴い、同組合規約を変更する必要がある。

杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約

杵藤地区広域市町村圏組合規約（昭和47年佐賀県指令47地第2725号）の一部を次のように変更する。

第4条中「武雄市武雄町大字昭和1番地2」を「武雄市北方町大字志久1557番地1」に改める。

附 則

この規約は、令和元年9月24日から施行する。

議案第50号

佐賀西部広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理をする事務の変更等及び同企業団規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和2年3月31日をもって西佐賀水道企業団が解散すること、同年4月1日から佐賀市が佐賀西部広域水道企業団に加入すること及び共同処理する事務を変更すること等に伴い、佐賀西部広域水道企業団規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月5日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 水道事業統合により佐賀西部広域水道企業団が、多久市、武雄市、嬉野市、大町町、江北町、白石町及び西佐賀水道企業団（小城市三日月町、同牛津町、同芦刈町及び白石町福富地区）の水道事業に関する事務及び佐賀市（佐賀市久保田町地区）の水道用水供給事業に関する事務を新たに共同処理することになるため、同企業団規約を変更する必要がある。

佐賀西部広域水道企業団規約の一部を変更する規約

佐賀西部広域水道企業団規約（昭和61年佐賀県指令60地第2976号）の一部を次のように変更する。

第2条を次のように改める。

（企業団を組織する地方公共団体）

第2条 企業団は、佐賀市、多久市、武雄市、小城市、嬉野市、大町町、江北町及び白石町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

第3条中「関係団体の水道用水供給事業」を「水道用水供給事業及び水道事業（関係市町が自ら行うものを除く。）」に改める。

第5条を次のように改める。

（議会の組織及び選挙の方法）

第5条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、8人とする。

2 企業団議員は、関係市町の長をもって充てる。

第6条第1項中「関係団体」を「関係市町」に改める。

第9条第1項中「2名」を「2人」に改める。

第10条第2項中「関係団体の配分水量の割合」を「関係市町の協議」に改める。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

報告第5号

平成30年度 嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告する。

令和元年6月5日提出

嬉野市長 村上 大祐

平成30年度 嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成30年度継続費予算現額			支出済額及び		翌年度 通次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計	支出見込額	残額		繰越金	特定財源		
											国庫支出金	地方債	その他
3	民生費	2 児童福祉費	円 5,186,000	円 2,875,000	円 2,875,000	円 2,875,000	円 2,570,400	円 304,600	円 304,600	円 304,600	円	円	円
10	教育費	4 社会教育費	円 7,085,000	円 4,277,000	円 4,277,000	円 4,277,000	円 4,212,000	円 65,000	円 65,000	円 65,000	円	円	円

平成30年度 嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和元年6月5日提出

嬉野市長 村上 大祐

平成30年度 嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2	総務費	1 総務管理費	円 2,695,000	円 2,666,000	円 2,666,000	円	円	円	円
3	民生費	1 社会福祉費	円 8,706,000	円 608,000	円 405,000	円	円	円	円 203,000
6	農林水産業費	1 農業費	円 94,480,000	円 40,997,000	円 24,640,000	円 11,600,000	円	円	円 4,757,000
			円 11,100,000	円 4,700,000	円 4,520,000	円	円	円 180,000	
		2 林業費	円 18,564,000	円 8,400,000	円 3,525,000	円	円 1,730,000	円 3,145,000	

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
7 商工費	1 商工費	社会資本整備総合交付金事業 (まちなか広場整備)	円 6,000,000	円 6,000,000	円	円 2,000,000	円 3,300,000	円	円 700,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	80,097,000	10,800,000			8,800,000		2,000,000
		社会資本整備総合交付金事業 (市道調査・改良)	75,510,000	46,000,000		23,625,000	21,300,000		1,075,000
	4 都市計画費	社会資本整備総合交付金事業 (公園施設長寿命化対策支援事業)	25,000,000	7,640,000		3,800,000	3,600,000		240,000
		社会資本整備総合交付金事業 (道路整備)	22,000,000	6,475,000					6,475,000
		嬉野温泉駅周辺整備関連事業 (街路整備)	15,000,000	3,463,000					3,463,000
		嬉野温泉駅周辺整備関連事業 (都市再生)	30,000,000	21,200,000		2,480,000	15,700,000		3,020,000
	嬉野温泉駅周辺整備関連事業	8,326,000	7,300,000					7,300,000	
8 土木費	6 新幹線費	新幹線対策事業	18,900,000	6,200,000				6,200,000	
10 教育費	2 小学校費	空調機設置事業	57,250,000	57,250,000		10,056,000	19,500,000		27,694,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	3 中学校費	空調機設置事業	円 32,694,000	円 32,694,000	円	円 6,622,000	円 12,900,000	円	円 13,172,000
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	現年農地・施設災害復旧事業	142,888,000	110,300,000		82,855,000	1,500,000	2,807,000	23,138,000
		現年林道災害復旧事業	67,800,000	18,059,000		5,440,000	500,000		12,119,000
合 計			717,010,000	390,752,000		172,634,000	98,700,000	4,537,000	114,881,000

報告第7号

平成30年度 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算
繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和元年6月5日提出

嬉野市長 村上 大祐

平成30年度 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1 土木費	1 都市計画費	社会資本整備総合交付金事業 (区画整理)	円 80,000,000	円 27,692,000	円 18,537,000	円 8,600,000	円	円 555,000	
		区画整理事業	51,003,000	6,168,000				6,168,000	
合 計			131,003,000	33,860,000	18,537,000	8,600,000		6,723,000	

議決事件に該当しない契約の報告について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成 26 年嬉野市条例第 41 号）第 2 条の規定により下記のとおり報告する。

令和元年 6 月 5 日 提出

嬉野市長 村上 大祐

記

予定価格 130 万円以上の工事又は製造の請負契約（第 2 条第 1 項関係）

番号 令和元年 第 2 回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
1	文化・スポーツ 振興課	平成30年度 嬉野市総合体育館及びびうれしの市民センター附 帯工事	嬉野市総合 体育館及び 市民センター内	14,310,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下丙182 (有)湯谷建設 代表取締役 湯谷 和也	H31年2月18日	H31年2月18日 ～ H31年3月29日
2	農林課	平成30年度 林道災害復旧事業 林道木場上不動線5号6号箇所災害復旧付帯工事	嬉野町大字 不動山内	1,836,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	H31年3月20日	H31年3月20日 ～ R元年5月31日
3	建設・新幹 線課	平成30年度 都市公園施設長寿命化対策支援事業 轟の滝公園防護柵改修工事	嬉野町大字 下宿内	11,016,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	H31年2月22日	H31年2月22日 ～ R元年7月12日
4	建設・新幹 線課	平成30年度 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業 区画道路6-1・6-5号線道路舗装工事	嬉野町大字 下宿内	6,912,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株)嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	H31年3月12日	H31年3月12日 ～ R元年5月31日
5	建設・新幹 線課	平成30年度 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業 区画道路8-1号線道路舗装工事	嬉野町大字 下宿内	7,128,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	H31年3月13日	H31年3月13日 ～ R元年5月31日
6	建設・新幹 線課	平成30年度 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業 6街区整地工事	嬉野町大字 下宿内	5,313,600	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	H31年3月15日	H31年3月15日 ～ R元年5月31日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
7	建設・新幹線課	平成30年度 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業 区画道路6-2・6-3号線道路舗装工事	嬉野町大字 下宿地内	10,152,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	H31年3月25日	H31年3月25日 ～ R元年5月31日
8	建設・新幹線課	平成30年度 嬉野温泉駅1号線道路照明施設設置工事	嬉野町大字 下宿地内	6,750,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字谷所乙3263 大久保電機(株)嬉野営業所 所長 鶴田 勇	H31年3月25日	H31年3月25日 ～ R元年6月28日
9	建設・新幹線課	平成30年度 嬉野温泉駅2号線道路照明施設設置工事	嬉野町大字 下宿地内	22,226,400	指名競争 入札	武雄市武雄町大字永島15453-3 (株)笠原電設 武雄営業所 所長 井上 悟	H31年3月25日	H31年3月25日 ～ R元年6月28日
10	建設・新幹線課	30改第12号 市道立岩線道路改良工事	嬉野町大字 下野地内	1,425,600	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿丙2320-2 (有)井手造園土木 取締役 井手 勝広	H31年2月12日	H31年2月12日 ～ H31年3月29日
11	建設・新幹線課	30改第13号 市道袋大牟田線道路改良工事	塩田町大字 真崎地内	3,596,400	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字谷所甲4435 小森建設 小森 隆昭	H31年2月13日	H31年2月13日 ～ H31年3月27日
12	建設・新幹線課	30単災第5号 普通河川五代川災害復旧工事	塩田町大字 大草野地内	3,078,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲529-1 (株)西村組 代表取締役 西村 博	H31年2月15日	H31年2月15日 ～ H31年3月29日
13	建設・農林整備課	31補第1号 市道皿屋赤仁田線側溝補修工事	嬉野町大字 吉田地内	2,192,400	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1038 古川建設 代表 古川 六	H31年4月22日	H31年4月22日 ～ R元年6月28日
14	建設・農林整備課	31改第1号 市道七ッ川内線道路改良工事	嬉野町大字 下野地内	9,720,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	H31年4月25日	H31年4月25日 ～ R元年7月31日
15	建設・農林整備課	31改第2号 市道西川内野仁田線道路改良工事	嬉野町大字 吉田地内	5,994,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	H31年4月25日	H31年4月25日 ～ R元年7月31日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和元年 第2回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
16	環境下水道課	平成30年度 嬉野市営浄化槽事業 H30-106号浄化槽設置工事	嬉野町大字 下宿地内	1,452,600	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿丁414-1 中島設備 代表者 中島 正浩	H31年2月12日	H31年2月12日 ～ H31年3月20日
17	環境下水道課	平成30年度 嬉野市営浄化槽事業 H30-105号浄化槽設置工事	嬉野町大字 岩屋川内地 内	1,533,600	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1307 (有)今西設備 代表取締役 今西 義広	H31年2月13日	H31年2月13日 ～ H31年3月20日
18	水道課	塩吹水路整備工事に伴う配水管布設替工事	塩田町大字 馬場下地内	3,186,000	随意契約	嬉野市塩田町大字五町田乙4-2 (株)西野設備 代表取締役 西野 和博	H31年2月18日	H31年2月18日 ～ H31年3月8日
19	水道課	下野統合ポンプ場送水ポンプ増設工事	嬉野町大字 下野地内	3,348,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字下宿乙546 (有)山中 代表取締役 山中 岩男	H31年4月24日	H31年4月24日 ～ R元年6月14日
20	水道課	県道嬉野下宿塩田線舗装復旧工事	塩田町大字 大草野地内	4,838,400	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	H31年4月26日	H31年4月26日 ～ R元年8月31日

- ・ 履行の場所： 庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所
- ・ 契約の金額： 消費税を含む契約総額
- ・ 契約の方法： 一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別

